

第 28 回 桐生市農業委員會議事錄

開会日時	令和7年9月30日(火)	午後 2時 00分	
閉会日時	同 上	午後 3時 39分	
開催場所	桐生市立昭和公民館 講堂		
出席委員	22名		
	農業委員		
	1番 富田 正次郎	3番 山形 啓子	
	4番 川口 賢一	5番 山形 ちづ代	6番 井田 秋雄
	7番 星野 重彦	8番 山形 栄子	9番 坂本 久美子
	10番 星野 昭彦	12番 渡辺 隆司	
	13番 矢内 鉄男	14番 今泉 芳雄	
	農地利用最適化推進委員		
	1番 金子 博一	2番 萩原 完一	3番 武幸一
	4番 木村 聰	5番 大澤 隆	6番 小菅 雄一郎
	7番 多和田 圭一	8番 丹羽 康博	9番 中村 耕一郎
	11番 深澤 憲司		
	[遅刻委員]		
	[中座委員]		
	[早退委員]		
欠席委員	2番 杉戸 恵司	11番 中島 篤	
	10番 齊藤 克代	12番 太田 亮一	
議事参与	5名		
	事務局長 新井 八寿代	主査 鳥井 貴史	
	次長 山藤 健二		
	係長 石原 幸枝		
	主査 細井 裕子		
議事	日程第1 議事録署名委員の指名		
	日程第2 会期決定の件		
	日程第3 第112号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について	委員会処分 1件	
	第113号議案 農地法第5条の規定による許可申請について	委員会処分 6件	
	日程第4 報告第53号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について		
	報告第54号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について		

開 会 午後 2 時 00 分

議 長 これから総会を始めたいと思いますが、最初に事務局より先月の質問の内容についてお話をありますのでよろしくお願ひします。

事 務 局 まず、前回の委員会で質問のありました、空き家バンクに登録された家について空き家対策室に確認をしたところ、特典は特にないそうで、売買も業者を通して行ってもらうとのことでした。空き家対策室では空き家の紹介だけを行っているそうです。以上です。

議 長 よろしいでしょうか。

ただ今から第28回桐生市農業委員会を開会いたします。

ただ今の出席委員は農業委員12名、推進委員10名であり、定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第1 「議事録署名委員の指名」を行います。

議事録署名委員は、会議規則第26条第3項の規程に基づき、3番山形啓子委員及び4番川口委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の細井主査を指名いたします。

日程第2 「会期決定の件」を議題といたします。

お諮りいたします。本総会の会期は、本日1日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定をいたしました。

日程第3 第112号議案 「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請」について、委員会処分が1件ございます。

以上を議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局 はい。議長。

議 長 はい。事務局。

事務局 (議案書より順次・申請地詳細・契約内容・事由を朗読)

この計画変更申請につきましては、農地法の転用許可を受け、所有権の移転を受けた者が、転用行為を実行せず、かつ、許可取り消しが困難な場合に、必要となる手続きでございます。

受付番号3番につきましては、当初の計画では、当初計画者が露天資材置場用地として利用する予定でしたが、申請地の隣に住んでいる転用計画者から当

初計画者へ惣菜を製造する作業所を建築したいと相談があったとのことです。

なお、関連案件といたしまして、このあとご審議いただきます、第113号議案受付番号30番で惣菜製造作業所用地として5条の農地転用許可申請もされております。

これは、申請地が農地のままであるため、こちらの5条許可の計画変更申請と併せて、新規の転用計画者による5条の許可申請も改めて必要となるものでございます。

農地法の運用上から、それぞれ2つの申請が提出されることとなります、ご審議いただく内容は同一のものとなります。

この第113号議案では、令和5年8月に許可となっております、桐農委指令第5-511号の計画を変更することについて、ご審議いただけますようお願いいたします。

議長 以上、事務局より説明がございました。

また、地区担当委員で補足説明がございましたら、お願いします。

ないようですので、これより質疑に移ります。

ご質問はありませんか。

13番農業委員 はい。

議長 はい。13番矢内委員。

13番農業委員 場所は、どの辺でしょうか。

事務局 場所は、県道梨木・香林線の関の交差点を南に少し下った左側になります。さらに南に下っていくと新里中学校になります、関の交差点と新里中学校の間になります。

13番農業委員 了解しました。

議長 ほかにございますか。

8番推進委員 はい。

議長 はい。8番丹羽推進委員。

8番推進委員 はい。惣菜製造作業所ということですが、惣菜というと油、塩、砂糖を使うので、排水の関係についてはどのようにになっているのでしょうか。

事務局 こちらに提出された書類によりますと、作業所を設置するのが申請地の中心にあたる場所になります、そこから上下水道、上水道、雑排水は浸透処理で、計画図が提出されております。

議長 集落排水は、ないですか。

事務局 集落排水については、室内で浸透処理をする計画書類が提出されております。

8番推進委員 地下浸透というのは、浸透処理ですか。

事務局 浸透井戸です。

議長 今、浸透井戸という話がでたので、大きさや深さの説明をお願いします。

本来なら集落排水については、うちの地域と隣の地域は一緒なので、集落排水

があるからそこに一緒に繋いでいただくのが一番良いのですが、下水道完備という農用地域で、全戸が集落排水に入っているのであればそこに繋いでもらうのが良いですが、そうでなければ、合併浄化槽を用意してもらって、その後浸透させてもらうのが良いと思います。

事務局 容量の計算をしてみたところ、33.5m³でした。そこに浸透方式として使用するということで計画されております。

8番推進委員 浸透枠方式というのは、浸透枠の底は付けない訳ですよね。地べたを通して地下に排水する型ですよね。そうした時に、藪塚町では、下水道が整備されておりませんので浸透枠方式で使っているのですが、4～5m掘ると砂れきの層が出てきます。そういう所に直接、浸透するようにするので割合に持ちますが、この地域は、その辺はどうなのですか。浸透枠がないと、そこを頻繁にさらったりしないと、かすが溜まったりします。

12番農業委員 梅田も浸透枠です。基本的に浸透しなくなったら、掘りやすい所や配管しやすい所を掘ります。一番よくないのが、とぎ水で、浸透しづらくなります。浸透しなくなると溢れるので、一番困るのは持ち主ですよね。

8番推進委員 勤いなどは、多少出ても人家が少ないからと思っているのですが、どうでしょうか。

事務局 勤いの関係ですが、この申請地の横に住んでいるのが申請人であり、申請地の南側は太陽光が設置されており、北側は住宅地がない状況となっておりますので、問題はないかと思います。

8番推進委員 周辺に影響がなければ、構わないと思います。

議長 ほかに意見はございますか。

(なしの声)

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

第112号議案農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請」について、委員会処分が1件ございますが、本件を許可相当として承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

挙手全員でございます。

よって、第112号議案は許可相当として承認されました。

続きまして、日程第3 第113号議案「農地法第5条の規定による許可申請」について、委員会処分が6件ございます。

以上を議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局 はい。議長。

議長 はい。事務局。

事務局 (議案書より順次・申請地詳細・契約内容・事由を朗読)

まず、受付番号22番、23番、24番につきましては、先月の総会で保留となった件でございます。事務局より雨水対策について検討をしてほしい要望が委員会で出たことを伝えたところ、改めて貯留槽を設置する計画に変更をするということになりましたので再審議をしていただく形となります。

貯留槽は受付番号22番については542-77の南西部と南中央部と南東部にそれぞれ1つずつ、542-82の南西部と南中央部と南東部に合計4つ、受付番号23番については542-89の南中央部に1つ設置をする予定で、受付番号24番については現時点で詳細な計算書等は提出されておりませんが、貯留槽を設置するということで話を伺っております。なお、受付番号24番の計画についても近日中に提出できるとのことです。

受付番号22番、23番、24番、29番、31番の立地基準につきましては、生産性は低い農地で、小集団の農地の区域内でありますので、第2種農地と判断します。

受付番号30番の立地基準につきましては、土地改良区内にある農地であるため、第1種農地と判断しますが、地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されると思われますので、基準を満たしていると考えます。

用地選定については、より適した代替地を探すのは困難と思われますので、基準を満たしていると考えます。

次に、一般基準についてですが、いずれも全ての基準を満たしていると考えます。

以上受付番号22番から24番、29番から31番まで農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長 続きまして、この件について9月29日に現地調査を実施しておりますので、現地調査の結果について、現地調査委員のご報告をお願いいたします。

1番農業委員 はい。

議長 はい。1番富田委員。

1番農業委員 1番富田です。

9月29日に5番大澤推進委員と事務局2名といっしょに現地調査に行って参りましたのでご報告いたします。第113号議案受付番号22番、23番、24番につきましては、先月保留にした件になります。場所については、国道353の道路沿いで桐生カントリーを曲がる手前の右側になります。南には、

サクラソウ公園がございます。現地に行くと、太陽光を設置するのにちょうど良い場所で浄化槽を造るので、何の問題もありません。

続きまして、受付番号30番につきましては、先程の第112号議案受付番号3番の場所になります。地図の車線手前に一軒新しい家がございまして、その人が作業所を売るらしいです。作業所を建築していただいて何の問題もありません。

続きまして受付番号31番につきましては、新里支所の東の位置になります。十字路の角にありまして、現地の畠はきれいに草が刈ってあり、いつでも設置できる状態でありました。下も横も道路なので、雨が降っても排水等心配はないと思いますし、問題はないと思います。受付番号29番につきましては、5番大澤推進委員に説明をお願いいたします。

5番推進委員

はい。

議長

はい。5番大澤推進委員。

5番推進委員

5番推進委員大澤です。

同じく、9月29日1番富田委員と事務局2名といっしょに現地調査に行って参りましたのでご報告いたします。受付番号29番の場所については、梅田大橋のそば屋付近になります。こちらに関しては、12番渡辺委員の自宅に近いということで12番渡辺委員に説明をお願いいたします。

12番渡辺委員

はい。

議長

はい。12番渡辺委員。

12番渡辺委員

地元であり、昔からよく知っている所であります。申請地の半分は県が駐車場として使用していて、駐車場として造ったところであります。昭和57年にダムが完成した時にトイレの隣に駐車場を県が建設したのですが、なぜその時に、農地転用をしていなかったのかと今更思います。駐車場で40年以上使用している所なので、駐車場として使用する以外にないと思います。

議長

以上、事務局並びに現地調査委員より説明がございました。

また、地区担当員の12番渡辺委員にも説明していただきました。

これより質疑に移ります。

ご質問はありませんか。

10番星野委員

はい。

議長

はい。10番星野委員。

10番星野委員

受付番号22番、23番、24番で3つの会社のパネル工法は、みな違いますか。

事務局

こちらに提出されている土地利用計画図によりますと、パネルのつなぎの高さや角度は若干異なっておりますが、工法としては同じものとして資料が提出されております。

6番農業委員

はい。

議長

はい。6番井田委員。

6番農業委員 6番井田です。受付番号31番の事でお聞きしますが、久しぶりに21区から太陽光の設置ですが、現状についてお尋ねいたします。

事務局 申請地の現状ですが、耕作はされておりませんが草は刈られている状態です。申請地西側の下の所に道がありますが、段差があって周りの農地とは分断されている状態がありました。そして地図左側に申請地と書かれている斜め下の場所が農地になりますが、土地改良等が入って1種農地になります。今回の申請地につきましては、土地改良されている農地とは段差で分断されているため2種農地という判断になります。

8番推進委員 受付番号22番について、設置するために、地盤の造成はするのですか。

事務局 こちらに提出されている土地利用計画図によりますと、土地の盛土、切土は行わない内容で提出されております。

8番推進委員 畑面に、単純に設置するという事ですね。

事務局 土地の形状に沿って設置する予定です。

議長 先月保留になった3件の内、事務局の説明では受付番号22番、23番については雨水の対策として貯水槽を設けるという話が出ております。受付番号24番については、この後、事務局より説明いたします。

事務局 受付番号24番については、こちらで申請者に確認したところ、今回の委員会には、間に合わせ、貯留容量等の詳細な数字がまだ出せない状況でしたが、必ず、書類は提出するという回答をいただいております。

議長 受付番号22番、23番について、これから計画や方法について教えて下さい。

事務局 受付番号22番については、申請地上から2番目の542番77とその下の境の部分辺りに左、真ん中、右に1つづつ間隔を開けて貯留槽を設置するイメージで想定しております。更にその下の542番82の部分にも等間隔で貯留槽を4つ設置する予定で計画が上がっております。

受付番号23番については、申請地と書いてあるところの542番89の真ん中に一つ、大きめの貯留槽を設置して雨水対策を行う計画が提出されております。

雨水の貯留容量になりますが、受付番号22番の542番77に設置される3つの貯留槽の容量が44.334m³、その下にある542番82に設置される4つの貯留槽の容量が84.398m³になるそうです。

受付番号23番の542番89に一つ、真ん中に設置される大きな貯留槽の貯留容量が138.713m³になるそうです。こちらの基準について、桐生市の建築指導課に確認したところ、群馬県の基準を基に申請者にお話して算出した数字になります。

議長 受付番号22番、23番については、群馬県の基準に基づいた数字で、こういう施設が設置されますが、受付番号24番については、実施しますという話ですが、まだ、数字が出てきません。そういう中で皆さんにはこれを3つ良いと

考えるのか、受付番号24番が提出されてから考えるのか、ご意見がある方は、発言してください。

12番農業委員 受付番号22番から24番について、水は上から下へ流れていくため、下の貯留槽を広くするのが妥当かと思います。これだけ異常気象が続く中で、計算した基準よりも下へ流れる可能性があるかと思います。

議長 同一業者であれば良いが、先月保留にした申請で、書類が間に合わない申請者に対して、申請書がきちんと提出されたものに対して審議をするのが良いかと思いますが、みなさんのご意見をお聞きします。

1番農業委員 はい。

議長 はい。1番農業委員

1番農業委員 私は、これから出される書類を信じて審議すればよいと思います。

議長 ほかの意見はございますか。

6番農業委員 はい。

議長 はい。6番農業委員

6番農業委員 私は、会長の言うとおり、きちんとした書類が提出されてから審議すれば良いと思います。そうすれば、県の常設審議委員会においても説明ができると思います。

議長 意見が2つでした。そのほかに。

事務局 受付番号24番について申請者に確認しましたら、県の常設審議委員会の対象案件になりますので期日までには、はっきりした計画を出したいというような打診はありました。

12番農業委員 口約束だけでなく、これからもこのような事例があるかもしれませんので、筋を通して、書類が提出されてから審議するのが良いかと思います。

1番農業委員 先月の委員会案件にてており、2社は協力する、1社は何かの事情で書類が遅れていますが、同じような会社のため信用して審議する方向で良いのではないかと思います。

議長 一般的な考え方として、保留をさせていただいて正式な回答をきちんと提出してくださいとお願いしたにもかかわらず、それに対していろいろな事情があって提出できない案件について審議する事はできないと思うので、きちんと確認をした上で許可をするのが良いかと思います。県の太陽光条例の基準を条件とするという姿勢をお願いしていくのが良いかと思います。ここで1番富田委員の意見が、書類が出てくるまでの時間は与えますよというふうにさせていただけだと非常にありがとうございます。

事務局 受付番号22番から24番について、先月も解説させていただきましたが、桐生市建築指導課の再生エネルギー条例により、地区によってその条例の規定を満たさないと太陽光を設置できず、設置するためには、桐生市建築指導課の許可が必要になる規程がございます。農業委員会事務局としては、桐生市建築指導課の定めた再生エネルギー条例の地域内であれば、確実に許可が必要にな

ります。例えば、貯留槽を設置する内容のものを含めて再生エネルギー条例の規定に合わないものは、許可はできません。今回の受付番号22番から24番について、桐生市建築指導課の再生エネルギー条例の対象地域外になります。そこから考えていくと、今、雨水対策というお話が出ておりますが、貯留槽を設置する義務はなく、法律的な観点でいければ、設置義務のない場所でございます。委員会で審議した結果、広大な場所、全部の面積を足すと12,000m³近くあるような大型案件で、どうしても雨水に対しては慎重にならざるをえません。委員さんからも心配する声が先月多々でしたし、今月もきちんと決定してからの方が良いのではないかというお話をいただきました。ですが、こちらに関しては、申請者の設置義務はないにしても、県の条例を基にした再生エネルギー条例の基準を基にしたもので貯留槽を設置する内容のお話をいただいております。法律的には、設置の義務はないということになりますので、考慮し、審議していただければと思います。

6番農業委員 受付番号22番、23番の書類が提出されているのに、なぜ受付番号24番提出されていないのか、不自然ですでお伺いいたします。

事務局 申請者に対して確認を取ったところ、受付番号24番については、計算の内容等が不明のようです。こちらでは、何か事情があるのか等は把握しております。

11番推進委員 個人的な感想ですが、受付番号22番、23番の2か所については、期日までに提出され、回答が返ってきました。受付番号24番については、期日までに提出されておりませんが、県の常設審議委員会までには提出しますとのことなので、桐生市農業委員会の審議を軽く見ている気がします。

もう1つ、貯留槽を造る時の県の条件を教えて下さい。

議長 事務局、確認しているところです。

13番農業委員 住所を調べると3件とも栃木県佐野市高萩町で、同じ会社の方が分けて申請しているように見えますが、太陽光パネルの設置について、1つの会社で申請するのと、3つの会社で申請するのでは、どちらがメリットがあるのでしょうか。分けた方が特約があるのでしょうか。

事務局 複数の法人で申請することのメリットについてはこちらでは分かりません。先ほどの貯留槽の条件ですが、県の基準に基づいた水の計算式がございまして、計算結果によりますと、受付番号22番の542番77について3つの貯留槽がございまして、県で定めた計画有水量流失量37.8m³に対して貯留浸透層の容量が44.334m³ということです。貯留時間ということでこちらに出てるのが0.1から0.5ha未満の場合は30分、0.5から5.0ha未満の場合は20分、流強度1haあたり63.7mm、群馬県内の都市別降雨表から参考にしたと記載しております。

1時間当たり降水量がどのくらいのもので計算されているか、その標記については、こちらの計画書には記載されておりません。

10番農業委員 今回申請をしている会社は、それぞれ設立してどのくらいになりますか。実績は、ありますか。

事務局 受付番号22番の法人は、設立年月日平成25年10月29日、受付番号23番の法人は、設立年月日令和元年5月24日、受付番号24番の法人は、設立年月日令和元年6月27日です。こちらで把握しておりますのは、受付番号23番の代表の方は、受付番号22番の会社の社員になります。受付番号23番、24番の資金計画については、受付番号22番から借り入れを行っております。

議長 今、事務局から説明があったとおり、基本的には、会社は複数ありますが、最終的にお金を出しておるのは、一か所ですよという話ですね。申請は別ですが、同じ業者と見るのが正しいですね。受付番号22番、23番については、県の基準を満たす書類を提出していただきました。受付番号24番については、まだ出ておりませんが、これで良いとするのか、こちらをもう一度保留にするのか、どうでしょうか。

9番農業委員 はい。

議長 はい。9番坂本委員

9番農業委員 私の自宅の周りでも太陽光の下の草の管理や、土地が崩れたり、埋まつたりして大騒ぎになったこともあります、気になって仕方がありません。周りの人に迷惑がかかるよう桐生市農業委員会として、ここが最後のお願いの場所になるため、中途半端でなく、きちんとしたお願いをした方が良いと思います。

議長 みなさん、ほかにご意見はございますか。

8番農業委員 はい。

議長 はい。8番山形委員。

8番農業委員 受付番号24番について、もし回答書類が提出されていなくても、今ここで承認された場合、県の常設審議委員会では承認されるのでしょうか。

議長 基本的に、県の常設審議会という所は、3,000m²以上の案件が出た場合に審議をするのですが、案件の決定権については、まずは各市町村の農業委員会が責任を持って行うことが重要となってきます。そこで皆さんのが採決が非常に大事になってくるのです。

事務局長 桐生市では、工事契約に関して問題が起こっている時期ですので、今、様々なご意見をお聞かせていただいて、説明責任がきちんとできる形で書類等残した方が良いと思います。1番富田委員のご意見もわかるのですが、今、いろいろと問題になっている時期であるからこそ、何か質問がでた時にきちんと説明ができるような形にしていただきたいのです。審議結果に関して、受付番号22番、23番については、書類が提出されているのに、受付番号24番は提出されておりませんが、説明ができるのであれば、そこはそこきちんと分けて考えればいいと思いますし、他から質問があった場合でも説明がきちんとでき

る形で進めていくのが良いかと思います。その辺を踏まえて審議されたら良いのではないでしょうか。

議長 貴重な意見ありがとうございました。

議長という立場で、みなさんに採決を強要することは良くないと思っておりますので、みなさんのご意見をお聞きしました。私の意図するところは、先程述べたように、きちんと提出していただいた書類については、我々の意見を反映してもらったことになりますし、遅れている部分については、提出書類が出来次第、農業委員会に提出して、大丈夫ですという流れが良いのかと思いますので、これから採決をいたします。受付番号22番、23番、29番を分けて上程したいと思います。よろしいでしょうか。

それでは意見が出尽くしたようなので、これより採決いたします。

第113号議案「農地法第5条の規定による許可申請、受付番号22番、23番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

挙手全員でございます。

続いて第113号議案「農地法第5条の規定による許可申請、受付番号24番を保留とすることについて、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

挙手多数でございます。

それでは受付番号24番については、提出書類が出来次第、農業委員会事務局に提出し、農業委員会に上げていただき採決したいと思います。

第113号議案「農地法第5条の規定による許可申請、受付番号29番、30番、31番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

挙手全員でございます。

よって、第113号議案「6件」について受付番号24番以外は承認されました。受付番号24番については、保留にさせていただきます。

日程第4 報告第53号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出」につ

いて、事務局より説明願います。

事務局 はい。議長。

議長 はい。事務局。

事務局 報告第53号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出」については3件ございました。

いずれも内容については記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

以上でございます。

議長 以上、事務局からの説明がありましたが、ただ今の報告第53号について発言のある方は挙手をお願いします。

(なしの声)

ないようですので、続きまして、報告第54号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出」について、事務局より説明願います。

事務局 はい。議長。

議長 はい。事務局。

事務局 報告第54号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出」については6件ございました。

いずれも内容については記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

以上でございます。

議長 以上、事務局からの説明がありましたが、ただ今の報告第54号について発言のある方は挙手をお願いします。

13番農業委員 はい。

議長 はい。13番矢内委員。

13番農業委員 現地調査につきまして、報告第54号受付番号6の賃貸借について、草が生えておりましたが、借りるのですね。

事務局 こちらにつきましては、届出者が近隣で公共工事、下水道の土をいったん置かせていただくための一時転用です。

議長 よろしいでしょうか。ほかにありますか。

(なしの声)

ないようですので、これをもって報告を終結いたします。

以上で本日の議題及び報告はすべて終了いたしました。

これをもちまして、本日の会議を終了いたします。

閉 会 午後3時39分

以上、会議の顛末を録し、その相違のないことを証するため署名捺印する。

会 長

3 番

4 番